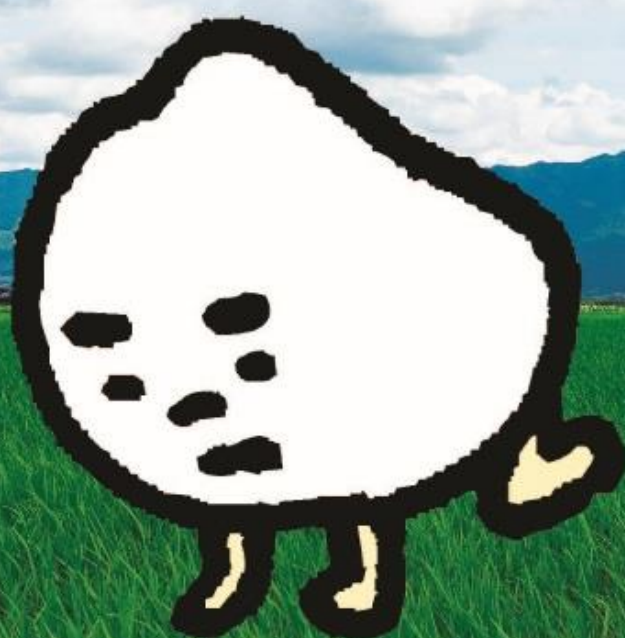


子供は都会で就職した。
俺が農家やめたら
どうするんだ。この農地。



長年耕しているのに**登記名義人が自分ではない**、
いわゆる「**相続未登記農地**」、そんな農地でも農業委員会の
公示によって農地バンクに貸せるようになります！

自分の農地をどうするか悩んだら、最寄りの**農業委員会**
に相談しましょう！